

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。  
令和7年3月7日

愛媛県立新居浜特別支援学校長 山内 直枝

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
乾式電子複写機複写サービス（1枚当たり）単価契約
- (2) 契約対象及び予定数量  
契約対象：乾式電子複写機（モノクロ）1台に係る複写サービスの単価契約  
予定数量：約5,000枚／月  
なお、予定数量は、過去の使用実績に基づく見込数量であり、契約期間の複写枚数を保証するものではない。
- (3) 単価契約の内容等  
単価契約書（案）及び仕様書等入札関係資料による。
- (4) 契約期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
- (5) 設置場所  
愛媛県立新居浜特別支援学校 事務室
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、1枚当たりの単価で行う。（単価は、消費税及び地方消費税の抜きで、小数点以下第二位までとする。）  
イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までに、愛媛県知事が行う入札参加資格停止期間中でない者。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後概ね1時間で保守職員を派遣できる者。

### 3 入札参加申込書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ必要な書類を有することの確認を受けるために、次のとおり必要書類を提出すること。必要書類の提出のない者の入札への参加は認めない。

- (1) 必要書類  
ア 入札参加申込書（様式1）  
イ 誓約書（様式2）  
ウ 入札（契約）保証金免除申請書（様式3）

- エ 仕様確認書（様式4）
- オ 事業所及び保守体制に関する保守体制報告書（様式5）

(2) 提出先及び提出期間等

ア 提出先

愛媛県立新居浜特別支援学校 事務室  
〒792-0042  
愛媛県新居浜市本郷3丁目1番5号  
TEL：0897-31-6656

イ 提出期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月13日（木）までの執務期間中（土曜日、日曜日及び祝日以外の午前8時30分から午後5時00分まで）

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和7年3月13日（木）午後5時00分までに、アに掲げる場所に必着のこと。

#### 4 本書等に係る質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月13日（木）までの執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日以外の午前8時30分から午後5時00分まで）

(2) 受付方法

質問票（様式6）を持参、郵送、電子メール、ファクシミリ等で(3)まで提出すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

愛媛県立新居浜特別支援学校 事務室  
〒792-0042  
愛媛県新居浜市本郷3丁目1番5号  
FAX：(0897)44-5599

(4) 質問への回答

受付期間中に受け付けたものについて、質問者が特定されないようにして、令和7年3月19日（水）まで愛媛県立新居浜特別支援学校ホームページに掲載して行う。

#### 5 入札及び開札の日時、場所

(1) 開催場所

愛媛県立新居浜特別支援学校 応接室（新居浜市本郷3丁目1番5号）

(2) 開催日時

令和7年3月24日（月） 午前10時00分

(3) 入札書の提出方法

入札場所で直接提出

#### 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

上記2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 単価契約書作成の要否  
要

(5) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。